

宮代町新規就農里親制度

里親農家の登録を募集しています！

農家の皆様がこれまでに培ってきた農業技術や知識、あるいは保有している農業機械や施設等を、宮代の明日の農業を担っていく新規就農者の育成のために提供してみませんか。

町では、町内で新たに農業を志す新規就農者を総合的に支援するため「宮代町新規就農里親制度」を創設しました。本制度は、農業経営を行っていく上で欠かせない4つの要件（農業技術、農業生産基盤、農業資本、生活基盤）において、町内の農家の皆様と連携しながら宮代の新規就農者を育成するための町独自の支援体制として確立したものです。

1. 新規就農里親制度とは？

「宮代町新規就農里親制度」とは、新規就農者に対して技術支援できる農家と使用していない農業機械や作業場等を提供（貸出し）できる農家を「里親農家」として登録し、新規就農者を支援する制度です。

機械はあるけれど、もう自分で作業ができない。機械を貸すから、誰か畑の管理をしてくれないかな。

しばらく使っていない機械だけど、使わないままよりも誰かに使ってもらえればいいな。

自分の技術を誰かに伝えていきたい。

親切に教えてくれる農家さんに出会えた。機械も借りられる目途もついたら、野菜づくりに集中できそうだ。

2. 里親農家について

里親農家の種類と支援していただく内容は、次のとおりです。

| タイプ | 里親農家の種類 | 支援内容 |
|------|----------|---------------------------|
| Aタイプ | 農業技術支援農家 | 農業技術（作物の栽培管理技術等）の指導など |
| Bタイプ | 生産基盤支援農家 | 農地、農業用機械、電気・灌水設備、格納庫等の貸出し |
| Cタイプ | 総合支援農家 | AタイプとBタイプを合わせた支援 |

3. 里親農家の要件について

里親農家は、次の要件を満たす方とします。

- ①農業技術支援農家 米を除く農産物の販売額が概ね年間 200 万円以上の農家、又は過去に概ね年間 200 万円以上販売していた農家で優れた農業技術を有している農家
- ②生産基盤支援農家 農地、農業用機械、農業用施設・設備等の全部又は一部を提供（貸出し）していただける農家

4. 謝金について

- ①農業技術指導謝金 農業技術支援農家に対して、人材育成費として指導料をお支払いします。
 - 1年目 528,000 円
 - 2年目 369,600 円
 - 3年目 258,720 円※いずれも上限年額です。
- ②生産基盤協力謝金 生産基盤支援農家に対して、受け入れた新規就農者に対し提供する生産基盤の賃借料相当額から新規就農者が提供する労務の賃金相当額を差し引いた額をお支払いします。

5. 里親農家になるためには？

里親農家への登録を希望される場合は、「宮代町新規就農里親農家登録申請書（様式1第号）」に必要事項を記入いただき、「宮代町新規就農里親農家登録票（様式第2号）」を添えて町産業観光課へ提出していただきます。

6. 登録期間について

里親農家の登録期間は5年間です（更新制）。

7. 登録の申込み・お問合せ

町産業観光課農業振興担当 電話 34 - 1111（内線 262・263）

新規就農里親制度 Q&A

Q：「新規就農里親制度」ってどんな制度？

A：農家の生まれではない人が農業経営を開始するには、栽培技術の習得はもちろん「農地」「農業機械」などの農業生産基盤を確保することは大きな壁となっています。町では、その壁を少しでも無くしていくための支援体制として「新規就農里親制度」を確立しました。

- ①農業技術支援農家・・・農業技術を教えてくれる農家（野菜の栽培管理や農機具等の使い方などの農業技術指導をしていただきます。）
- ②生産基盤支援農家・・・農地や農業機械、農業用施設などの生産基盤を貸してくれる農家（使わなくなった農業機械などをお借りする代わりに、耕作できなくなった農地の管理や屋敷周りの草刈りなどに塾生が労務を提供します。）

Q：トラクターや管理機もあるし、倉庫もある。耕作せずに空いている畑があるので貸してもよいが、知らない人に貸すのはなあ。貸し借りの手続きはどうすればよいのか？

A：まず、ご協力いただく農地については、研修期間中（概ね3年間）、「農業担い手塾研修圃場」として町がお借りし、里親農家の方と町の間で賃貸借（又は使用貸借）契約を結びます。

また、お持ちのトラクターや倉庫等の機械・施設を使わせいただく場合には、町、里親農家及び塾生の3者で協定を締結します。お互いの信頼関係の下、お借りする際のルールや問題発生時の対応方法などを記載した協定書を作成し、町が責任を持って対応します。

Q：両親が高齢なので畑は何も作っていないから草の管理が大変。今まで高いお金を払って業者をお願いしていた。機械を貸すから、その代わりに畑の管理をしてくれないかな。

A：機械を貸していただければ畑を管理します。つまり、機械をお借りする代わりに、塾生が畑の管理をさせていただき、要望に応じて屋敷周りの草刈りや垣根の管理も行います。

Q：私は米づくりしかやっていないから野菜の栽培指導はできないが、畑は空いているから使っているよ、トラクターも管理機もあるし。

A：畑や機械をお借りする代わりに、田植え作業や稲刈り作業など、労働力が必要な作業に塾生が労務を提供することもできます。

Q：農業技術指導はできるけど、自分の作業があるからなあ。

A：塾生への技術指導は、例えば塾生から相談されたり、研修圃場での様子を見ていただいて気づいたことや、「こうしたほうがいいよ」といったような相談役になっていただければと思います。里親農家ご自身の作業に支障のないようにしたいと考えています。

Q：栽培技術指導を行った場合には、何か記録しないといけないのか？

A：農業技術指導農家として栽培指導を行っていただいた場合は、所定の「里親農家農業技術指導記録簿」に記録していただきます。内容は、簡単な作業日誌のようなもので、「農業技術指導謝金」をお支払する際の根拠とさせていただきます。

Q：生産基盤協力謝金とはどんなもの？

A：生産基盤支援農家としてご協力いただく農地や農業機械などの生産基盤の賃借料相当額から、労務提供した分の労賃相当額を引いた残りの額を協力謝金としてお支払します。なお、農業機械の燃料や水道、電気を使用した分は、別にお支払します。

Q：里親農家として支援するのは3年間だけでよいのか？

A：3年間というのは、農業担い手塾の塾生としての研修期間です。塾生は3年後を目途に自立することになりますが、就農後の経営の安定と定着を図っていくためにも、可能な限りご協力いただきたいと考えています。例えば、新規就農者にとっては、就農してすぐに農業機械を購入することには大きなリスクがあります。そのため、就農後も引き続き、里親農家の方が所有している既存の機械や設備を利用させていただければ、農業機械等への過剰投資を避けることができます。

Q：登録したらすぐに里親農家になるの？

A：まず、里親農家としての登録をしていただきますが、その後、今後新たに受け入れていく塾生や既に就農している方とのマッチングを行い、お互いに必要とする条件が一致すれば、農業技術支援農家又は生産基盤支援農家となっていただくこととなります。

Q：この制度はどこでも実施しているの？

A：新規就農里親制度は、実践的な農業技術の習得や農業生産基盤の確保など、宮代で新たに農業を志す新規就農者が抱えている課題を解決していくための宮代オリジナルの支援制度であり、制度の実施にあたっては、農家の皆様がこれまでに培ってきた技術の継承や使われなくなった農業生産基盤の有効活用など、町内の農家の皆様と連携しながら実施していくものです。